

一般社団法人日本新聞協会（以下、新聞協会）が実践指定校に新聞を提供する「新聞提供事業」は以下のとおりです。なお、ご不明の点は、末尾に記載の当推進協議会事務局までお問い合わせください。

なお、購読計画表は、原則として、協会N I Eサイトにある Excel フォームを使って入力し、それをメール送信していただきます。手書きでは受け付けられません。ご注意ください。

## I. 新聞提供事業の流れ

### (1) 実践指定校候補への申し込み

- ◇所定の参加申請書を当推進協議会にメールで提出
- ◇フォームはN I Eウェブサイト (<https://nie.jp/>) からダウンロード
- ◇送り先メールアドレスは協議会
- ◇実践期間は原則2年間
  - ※期間中（年度替わり）に実践者が転任した場合は以下の優先措置
  - ①在籍していた学校が引き続き実践を希望する場合は「継続校」
  - ②転任先で実践者が継続する場合は、転任先の学校長の了解を得たうえで「新規校」

### (2) 実践指定校の決定

- ◇参加申請書提出後、直近の新聞協会N I E専門部会で実践指定校を決定

### (3) 新聞購読計画表の提出

- ◇新聞購読計画表はフォームをN I Eウェブサイトからダウンロードして当推進協議会にメールで提出（ファクスでは受け付けられません）
- ◇新聞の割当部数は、実践形態別の2通り
  - ・A型：1 銘柄につき1部を延べ2か月（1人ないし2人の教師による実践）
  - ・B型：1 銘柄につき1部を延べ4か月（3人以上の教師による実践）
- ※いずれも当推進協議会加盟全紙（宅配可能な新聞）が対象
- ◇新聞購読計画表記入時の注意点
  - ①上記A、B型いずれかに応じて、購読計画表に記入のうえ、当推進協議会に提出してください（別紙「新聞購読パターン例」参照）
    - ※銘柄ごとの割当部数は、A紙を減らしてその分をB紙に振り替えることはできません。
    - ※新聞購読計画表に記載されている銘柄すべてを購読してください。
    - ※調査の結果、配達できない銘柄がある場合は、後日、その旨お知らせします。
  - ②購読可能期間
    - 継続校＝4月～翌年3月まで

新規校＝参加申請書の提出時期によって5月～翌年3月、9月～翌年3月のいずれか（提出時期は当協議会からお知らせする締切日をご参照ください）

- ③朝・夕刊セット地区では、夕刊も必ず購読してください
- ④「土・日曜日、休日（祝日）の新聞は不要」とのご要望には応じられません
- ⑤年末、年始に限り希望があれば配達を停止し、後日配達しますので、事前に販売所にご相談ください

#### ◇購読計画の変更

**授業計画の変更などでやむを得ず購読計画を変更（購読月、小学生新聞への変更等）する場合は、遅くとも購読開始1か月前までに（「日決め」購読の場合の変更は2か月前までに）必ず当推進協議会にご連絡ください。それ以降の要望は承れません**

◇新聞協会が提供する新聞とは別に、従来学校で購読している新聞は、そのままご購読を継続してください

#### (4)実践指定校の決定通知について

◇新聞協会のNIE委員会（2019年7月11日）で全国の実践指定校の詳細情報を報告後、当推進協議会から決定通知と認定証を送付

#### (5)新聞の注文について

##### ◇新聞の注文は決定した購読計画表に基づき、先生ご自身で販売所に連絡

※販売所情報は、購読開始月の1～2週間前に送付します。なお、注文宛先はあくまで販売所で、新聞社ではありません。

※購読開始時期が新聞によって異なる場合は、できるだけ、新聞ごとに、その新聞の購読開始の前月下旬にご連絡ください。たとえば、A紙（9月購読開始）、B紙（9月購読開始）、C紙（12月購読開始）という場合、A紙・B紙は8月下旬に、C紙は11月下旬に、それぞれ担当販売所にご連絡ください。

※販売所への注文には、購読計画確定後に送付する配達依頼書を利用してください。

◇NIE用の新聞入れを用意するなど配達上のトラブル防止にご協力を

##### ◇購読期間中、新聞が注文どおり（銘柄・部数）間違いなく配達されているかを確認

**※トラブルを未然に防ぐため、購読開始時点で新聞の銘柄・部数を確認し、以下のような間違いがある場合は、すぐに販売所に申し出る。連絡せずに放置した場合のトラブルに関しては学校側にも責任があることはご承知おきください**

- ①注文した新聞が来ない
- ②注文と異なる新聞が届く
- ③予定の部数を超えて配達される
- ④購読期間を過ぎても新聞が届く——など

※万一、販売所で十分な対応がとれない場合は、発行本社のNIE担当者に相談（新聞社への連絡は午前10時から午後5時までの間にお願いします）

◇何らかの事情で新聞が配達されなかった場合は、その分を他の月に振り替える

※ただし、別の銘柄に振り替えることはできません

## (6)新聞購読料について

- ◇新聞購読料は発行本社から販売所に支払われます
- ◇実践指定校と販売所の間で現金の授受は行わないでください

## (7)懇談会(オリエンテーション)について

- ◇当推進協議会から別途お知らせします

## (8)実践報告の提出について

- ◇実践終了後は、新聞協会のN I Eウェブサイト (<https://nie.jp/>) の登録フォームにより実践例(レポート)を新聞協会へご報告いただきます(各校につき1実践事例)。このレポートは、N I E実践を広く公開するため、N I Eウェブサイトに掲載させていただくものです。提出方法や時期などは、当推進協議会から改めてお知らせいたします。なお、推進協議会が発行する「実践報告書」用の原稿については別途、当推進協議会からご連絡させていただきます。
- ◇実践開始前または実践終了後、貴校の児童・生徒を対象とする調査にご協力いただくことがあります。その際はあらかじめ文書をお送りいたしますので、ご協力をお願いいたします。

## (9)その他

新聞協会では、N I E実践者や新聞関係者が一堂に会するN I E全国大会を年1回開催しています。19年は8月1日(木)、2(金)の2日間、宇都宮市で開催します。

また各地で記者派遣、実践報告会、セミナー、シンポジウム等も開催していますので、詳細は新聞協会のN I Eウェブサイトをご覧ください。当該推進協議会事務局におたずねください。

問い合わせおよび書類等のご送付は下記の推進協議会あてにお願いします

〇〇〇N I E推進協議会

事務局長 〇〇〇〇

電 話： 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

Eメール： 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

以 上